相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中川区野田二丁目四二七番地、最後の住所名古屋市中川区野田二丁目四二七番地キャトルセゾン野田

被相続人　亡　中山美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十四日

名古屋市中区丸の内三―二〇―一七ＫＤＸ桜通ビル一二階ひかり弁護士法人アイリス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県岩国市岩国三丁目三二九八番地、最後の住所山口県岩国市岩国三丁目八番一一号

被相続人　亡　山本　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十四日

山口県岩国市車町二丁目一番一二号

相続財産管理人　丸本　進矢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市菊間町松尾七三六番地、最後の住所東京都杉並区和泉二丁目三九番三号

被相続人　亡　菅　貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十四日

愛媛県今治市常盤町四丁目四番地九

相続財産管理人　弁護士　髙井　實

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十七年十一月二十四日

一、墳墓等所在地　栃木県宇都宮市大通り五丁目三―一四

一、墳墓等の名称　清巌寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　松本家　松本榮蔵、松本クマ、松本仙、松本茂登、松本弥市、松本好太郎、不詳十六名、幕田家　不詳十三名、古口家　古口安清、古口佐久子

一、改葬を行おうとする者　栃木県宇都宮市大通り五丁目三―一四　宗教法人浄土宗清巌寺　代表役員　樋口　良弘

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　全国長寿会株式会社

二、代表者の氏名　代表取締役　土生　喜章

三、本店の所在地　滋賀県近江八幡市西庄町一二一六番地一

営業所及び代理店の名称及び所在地　近江八幡営業所　滋賀県近江八幡市加茂町三五八四、安土営業所　滋賀県近江八幡市安土町下豊浦四七一七―一、日野営業所　滋賀県蒲生郡日野町日田二〇―一、近江八幡馬淵営業所　滋賀県近江八幡市馬淵町一六七四―一、八日市営業所　滋賀県東近江市八日市東本町五―六、いまそう代理店　大阪市東成区大今里西三丁目二番二〇号、みや代理店　京都市下京区中堂寺北町四四番地、北山代理店　京都市北区紫竹下本町四七―一、やわらぎ代理店　京都市伏見区鑓屋町一一一二番地四、いながき代理店　東京都豊島区北大塚二丁目三番一五号、親和葬祭代理店　大阪市東住吉区鷹合三―一八―二二、花豊代理店　大阪市東淀川区下新庄五丁目一六番二三号、滋賀第六代理店　滋賀県大津市札ノ辻六番二二号、家族葬アクア代理店　大阪市生野区林寺三―六―四、友渕葬祭代理店　大阪市旭区赤川一丁目六―一、田島葬祭代理店　大阪市生野区桃谷二丁目八番二二号、ツカワキ代理店　滋賀県近江八幡市加茂町三五八四番地

四、許可年月日　昭和五十六年九月二十二日

許可失効年月日　平成二十七年五月二十九日

五、営業保証金の額

営業保証金　金九十五万円

六、前号の営業保証金について、割賦販売法第二十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を近畿経済産業局長に提出してください。

七、前号の申出書の提出がないときは、第五号の取戻しをしようとする営業保証金は取戻されます。

平成二十七年十一月二十四日

京都府京都市中京区西ノ京中御門東町一三

株式会社セレマ

四番地

代表取締役　齋藤　武雄

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十七年九月三十日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成27年11月24日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社スバルツーリスト（旅のフライトプラン）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4319号　④株式会社スバルツーリスト　東京都渋谷区神宮前三丁目22番９号　代表取締役　小林俊雄　⑤本社営業所　東京都渋谷区神宮前三丁目22番９号満月ビル３階　⑥平成９年10月21日　⑧平成27年10月21日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区神宮前三丁目22番９号　株式会社スバルツーリスト　代表取締役　小林俊雄

平成二十七年十一月二十四日

鹿児島県姶良郡湧水町北方一八〇〇番地

ヤマハ鹿児島セミコンダクタ株式会社

確定給付企業年金清算人　高須　伸康

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十七年十月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二十四日

東京都港区芝公園二丁目四番一号

新生テクノス株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

大川原秀孝